

今お手元にある保険証は有効期限まで使用できます！

(誤って破棄しないようにご注意ください！)

保険証の新規発行が停止となる

令和6年12月2日以降の取り扱いについて



家族が加入される時…  
住所が変わった時…  
保険証を紛失してしまった時…

令和6年12月2日以降は  
中建国保から新たに保険証を発行することができません

保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)の保有状況により[資格情報のお知らせ]もしくは[資格確認書]を交付します。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っている方

病院等のカードリーダーに不具合があったときなどにマイナ保険証と一緒にA4型・カード型のどちらかを提出してください

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません

資格確認書

マイナ保険証を持っていない方

これまでの保険証と同様に病院等で提示することで受診できます

資格情報のお知らせ

+

資格情報のお知らせ

資格確認書

A4 通知型 と カード型 (ピンク色)

カード型 (水色)

※令和7年度以降はすべての方に、保険証に代わって「資格情報のお知らせ」か「資格確認書」のどちらかを交付します。

## マイナ保険証 をお持ちの方へ

マイナ保険証をお持ちの方であっても、氏名や住所が変わられた際は必ず中建国保へすみやかに届け出てください。マイナンバーカードの券面の氏名や住所を変更しても、中建国保に登録された氏名や住所は変わりません。

また、家族が加入するときは、引き続き届出書へのマイナンバーの記入にご協力をお願いいたします。